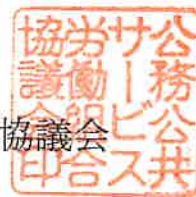


2022年3月31日

立憲民主党
代表 泉 健 太 様

公務公共サービス労働組合協議会
議長 川 本 淳



公務員の労働基本権を確立するための法制度改革の実現について（要請）

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとして国民生活の安心と安全を確保するための国政全般におけるご尽力に敬意を表します。

さて、昨年10月14日の衆議院の解散により、国家公務員の労働基本権の確立等を措置するための「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（第196通常国会提出・衆法）が廃案となりました。

一方、2008年6月の成立から14年近くが経過した国家公務員制度改革基本法第12条に基づく「自律的労使関係制度の確立」は、今日なおその具体化がはかられないまま放置され続けています。

つきましては、改めて、民主党政権における「国家公務員制度改革関連四法案」及び「地方公務員制度改革関係二法案」が審議未了・廃案となった経過をも踏まえ、以下のとおり、公務員の労働基本権を確立する法制度改革の実現に向けた対応を要請します。

記

1. 国家公務員制度改革関連四法案及び地方公務員制度改革関係二法案を基本に、2018年の第107回ILO総会・基準適用委員会における個別審査等最近の情勢変化等を踏まえ、公務労協と共同して、労働基本権の確立をはじめとする法制度改革等の検討・立案を行うこと。
2. 法制度改革の実現に向けて、政府及び他党との協議等に全力を傾注すること。

以 上

国家公務員制度改革基本法以降の主な経過

2008年 6月	<u>国家公務員制度改革基本法成立</u> 結社の自由委員会第 350 次報告・勧告（案件 4 回目）
2009年 3月 6月	国家公務員法等の一部を改正する法律案提出（閣法・廃案） 結社の自由委員会第 354 次報告・勧告
2010年 2月	国家公務員法等の一部を改正する法律案提出（閣法・廃案） 結社の自由委員会第 357 次報告・勧告
2011年 6月	国家公務員制度改革関連 4 法案提出（閣法・廃案）
2012年 3月 11月	結社の自由委員会第 363 次報告・勧告 地方公務員制度改革関係 2 法案提出（閣法・廃案）
2013年 3月 11月	結社の自由委員会第 367 次報告・勧告 国家公務員法等の一部を改正する法律案提出（閣法）
2014年 4月 6月	国家公務員法等の一部を改正する法律成立 結社の自由委員会第 372 次報告・勧告
2016年 3月 6月	<u>国家公務員法等の一部を改正する法律案提出（衆法・廃案）</u> 結社の自由委員会第 378 次報告・勧告
2018年 6月	第 107 回総会・基準適用委員会個別審査 結社の自由委員会第 386 次報告・勧告（累計 11 回） <u>国家公務員法等の一部を改正する法律案提出（衆法・廃案）</u>
2019年 6月	ILO創設百周年国会決議
2021年 6月	強制労働の廃止に関する条約締結のための関係法律整備法成立
2022年 〇月	強制労働の廃止に関する条約の締結の承認

国家公務員制度改革基本法第 12 条関係（政府見解等）

（労働基本権）

第 12 条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

《平成 25 年 11 月 22 日衆・内閣委員会 稲田国家公務員制度改革担当大臣》

- 国家公務員制度改革基本法第 12 条に定める自律的労使関係制度については、民主党政権下の平成 23 年 6 月に国会に提出された国家公務員制度改革関連四法案が廃案となった経緯やその後の状況・環境の変化を踏まえれば、多岐に渡る課題があり、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。

＜平成 26 年 3 月 12 日衆・内閣委員会「国家公務員法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抜粋）＞

- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。
 - 二 自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第 12 条の規定に基づき、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。

でございます。

消防職員を含む、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権の在り方につきましては、国家公務員の労働関係制度に係る措置に併せ、これと整合性を持って検討すると規定されて、国家公務員制度改革基本法におきまして規定されてございます。

そして、国家公務員の労働基本権の在り方につきましても、政府として、多岐にわたる課題があることから、これまでの経緯などを踏まえ引き続き慎重に検討する必要があるとの認識をされてございますので、私どもとしましては、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権の在り方につきましても、国家公務員についての動向を踏まえて、関係者の御意見をよく伺いながら対応していきたいと考えてございます。

○江崎孝君 つまり、国家公務員の刑務官の問題と同じなんです。つまり、国家公務員が動かない限りは地方も動けないわけです。つまり、日本の公務員制度全体をもう一回見直していかない限りは地方も動けなくなっている、立て付けが。これが私が今主張している一番大きなポイントなんです。その団結権云々だ云々だということは確かにあるかもしれないけど、一つの象徴事例なんです。よ、象徴事例、これが。

そこで、政府は、ILOからの度重なる勧告も

あって、二〇〇八年に国家公務員制度改革基本法を成立したんです。つまり、公務員制度改革をやったりやらなきゃいけないというのを熱がやっぱ二〇〇〇年以降与野党共にあって、安倍さんの、安倍総理のとき、二〇一四年に国家公務員法改正しました。その改正の前段として、私たちは国家公務員制度改革基本法というのを作るんですよ。そして、わあっと公務員制度改革に向かっていくんですが。

さて、国家公務員制度改革基本法の中で、幹部職員の人事の、資料見ていただきたいんですけども、これ抜粋なんです。平成二十年の六月に出したやつで、網掛けの部分を見ていただきたいんですけども。

例えば、抜粋してありますから、3、国家公務員制度改革の基本方針の中に、議院内閣制の下での国家公務員の役割等、(1)イの①、内閣官房に云々という、国家戦略スタッフとか政務スタッフ、あるいは③、内閣人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な云々を措置すると云々なことがあるんですけれども、早い話が、幹部職員の人事の一元管理。それと、その下の(7)にあります内閣人事局の設置。内閣総理大臣補佐官、大臣補佐官の設置。そして、昨年通常国会で定年の引上げ、この中に③のb、定年を段階的に六十五歳に引き上げることに検

討する。つまり、ほぼ宿題とされてきたものは、この二〇一四年、そして昨年の通常国会で、定年の引上げで、法改正するんですね。

じゃ、そこで、大臣、じゃ、国家公務員制度改革基本法が求めた措置の具体化において、残された課題は何だと考えていらっしやいますか。

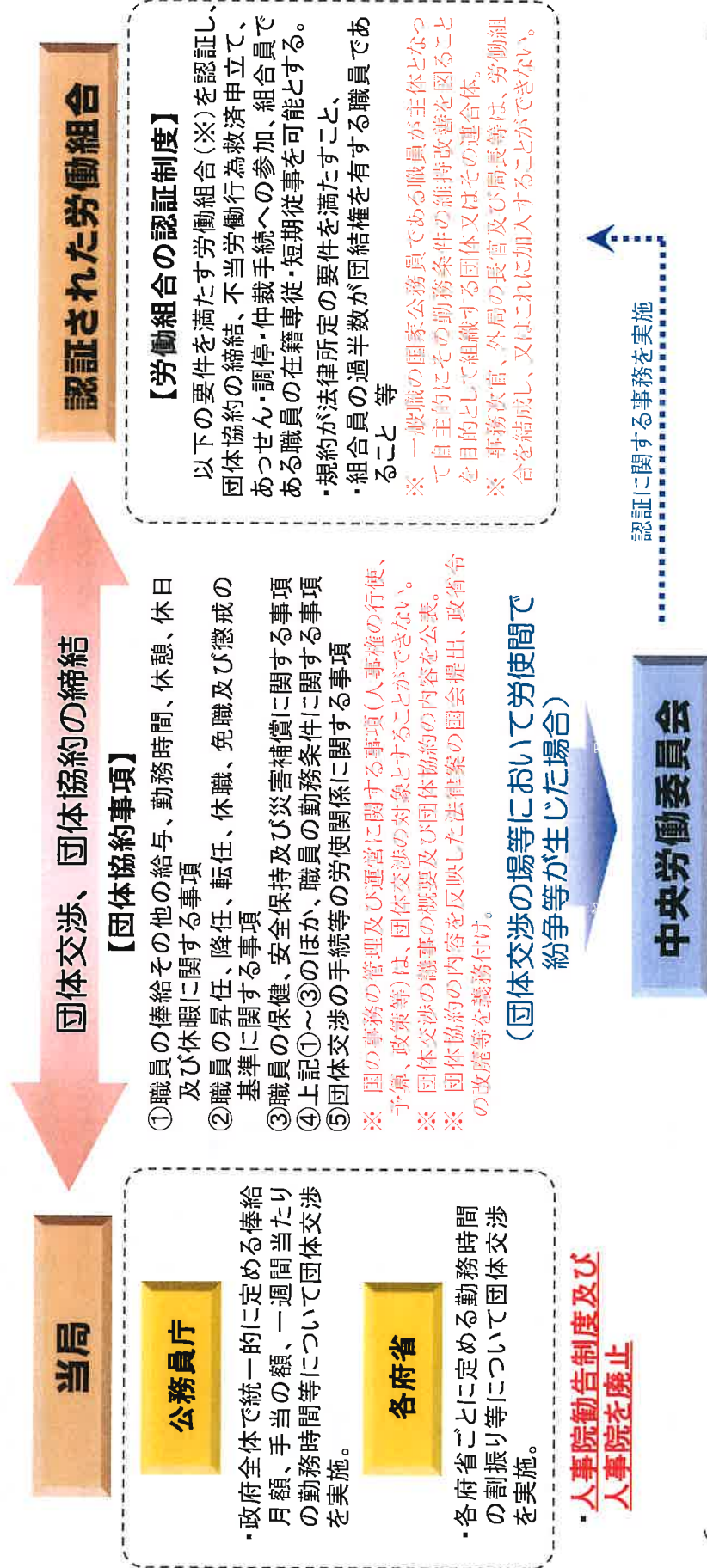
○国務大臣(二之湯智君) 国家公務員制度改革基本法に基づき、幹部人事の一元管理の導入、さらにまた内閣人事局の設置、官民の人材交流の推進などの取組を進めてきた結果、自律的労使関係制度を除き、基本法に定められた改革事項については措置が行われたところでございます。

○江崎孝君 そのとおりなんです。つまり、自律的労使関係制度なんです。自律的労使関係制度って何だと言われたら、それは協約締結権をあげることで、団結権を保障することです。それだけじゃないんですよ。

そこが非常に問題で、もう与党の皆さんにも是非御理解いただきたいんですけども、この資料九に自律的労使関係制度の措置というふうにとまっています。それは、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合って、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革すると。これは当たり前なことなんです。世界の常識で、企業も含めてこうなっている。時代の変化に対応し、主体的に人事給与制度の改革に取り組むことによ

自律的労使関係制度の措置（団体交渉、団体協約等に関する制度の確立）

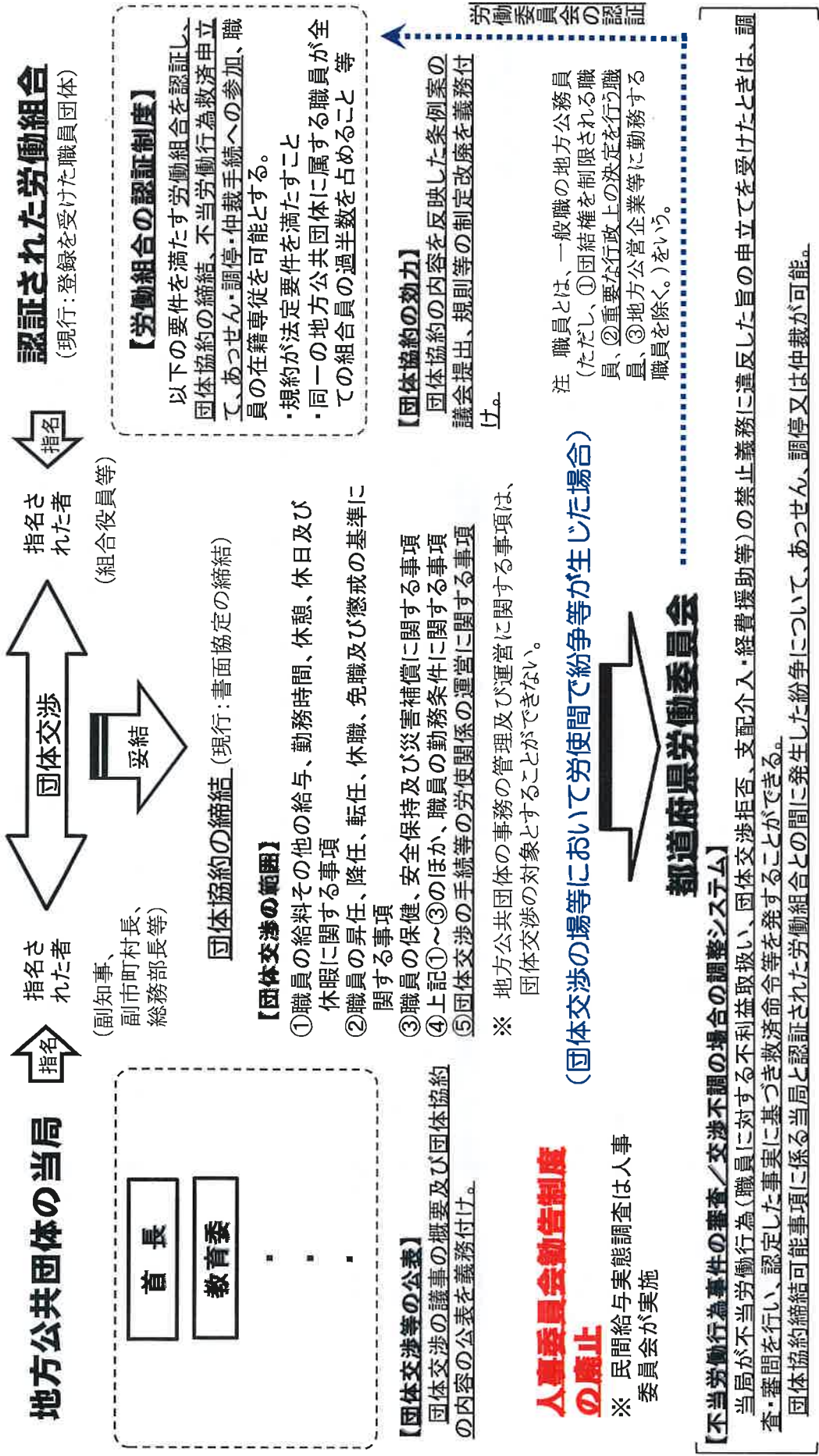
- 労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革。
- 時代の変化に対応し、主体的に人事・給与制度の改革に取り組むことにより、職員の意欲と能力を高め有為な人材を確保・活用。
- 職員の側も、勤務条件の決定プロセスに参画し、相応の責任を負い、自らの働きぶりに対する国民の理解の下に、勤務条件を決定。
- これらにより、新たな政策課題に迅速かつ果敢に対応し、効率的で質の高い行政サービスの実現を図る。



- ・認証された労働組合、組合員である職員等から、当局が不当労働行為(職員に対する不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入・経費援助等)の禁止義務に違反した旨の申立てを受けたときは、調査・審問を行い、認定した事実に基づき救済命令等を発することが出来る。
- ・団体協約締結可能事項について、権限ある当局と認証された労働組合の間に紛争が発生したときは、あっせん、調停又は仲裁が可能。

地方公務員に係る自律的労使関係制度の措置

※下線は新たな制度



国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議
本年、国際労働機関（ILO）は記念すべき創設百周年を迎えた。

第一次世界大戦終了後の千九百十九年に創設されたILOは、憲章前文に掲げる「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」との普遍的理念の下、国際労働基準の策定や開発協力などの活動を通じ、労働条件や雇用環境の改善と向上、働くことに関わる基本的権利の確立に尽力し、着実にその歴史を刻んできた。

現在では世界百八十七もの国々が加盟するILOは、国連機関としては唯一、加盟国の政府、労働者及び使用者の三者代表によって意思決定と組織の運営が行われており、我が国を含め、加盟国内における三者構成主義の確立に大きな役割を果たしてきたことは特筆に値する。

ILOの原加盟国の一つであり、千九百五十四年以来常任理事国の地位を占めている我が国も、長年にわたってILOの重要な一翼を担い、国内外でILO活動の推進を積極的に牽引してきたところであり、国際社会からは今後のさらなる貢献が強く期待されている。

千九百九十八年に採択された「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」では、加盟国が尊重・遵守すべき四つの基本的権利に関する原則が定められ、それに対応する八つの基本条約についてその批准と履行に向けた国際的な努力が続けられてきた。我が国も、その取組に協力してきたが、**八つの基本条約のうち、未批准の案件については、引き続きその批准について努力を行うとともに、既批准条約の確実な履行に向けても国際社会とともに一層の努力を傾注していかねければならない。**

また、千九百九十九年に新たな戦略目標に位置付けられた「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」は、二千十五年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも目標の一つに掲げられている。今後、国際的な達成努力への貢献はもとより、国内においても働き方改革の達成目標と位置付け、「仕事の未来」をも見据えて国際社会をリードする取組を政労使の努力で実行していくことをここに確認する。

今後、グローバル化や情報化が一層その規模とスピードを増し、「働き方」の多様化や国内外の人の移動もスケールと複雑さを増していく。その中で、ILOの基本理念や国際労働基準、三者構成主義やディーセント・ワーク目標が果たすべき役割がますます大きくなることに鑑み、ここに本院は、改めて我が国がILOにおいて果たすべき役割と責務の重要性を確認し、ILOの次なる百年の発展と活動の展開に向け、これからも世界の加盟国と共にその理念の追求と実現のために最大限の貢献をしていく決意をここに表明する。

右決議する。

ILOは、4分野・8条約をすべての加盟国が批准する取組を進めている。また、8条約に関しては、未批准の場合でも「尊重し、促進し、かつ実現する義務を負う」とされている。

中核的労働基準 4分野・8条約

結社の自由・団体交渉権の承認	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（87号） 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（98号）
強制労働の禁止	強制労働に関する条約（29号） 強制労働の廃止に関する条約（105号）
児童労働の禁止	就業の最低年齢に関する条約（138号） 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約（182号）
差別の撤廃	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（100号） 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）

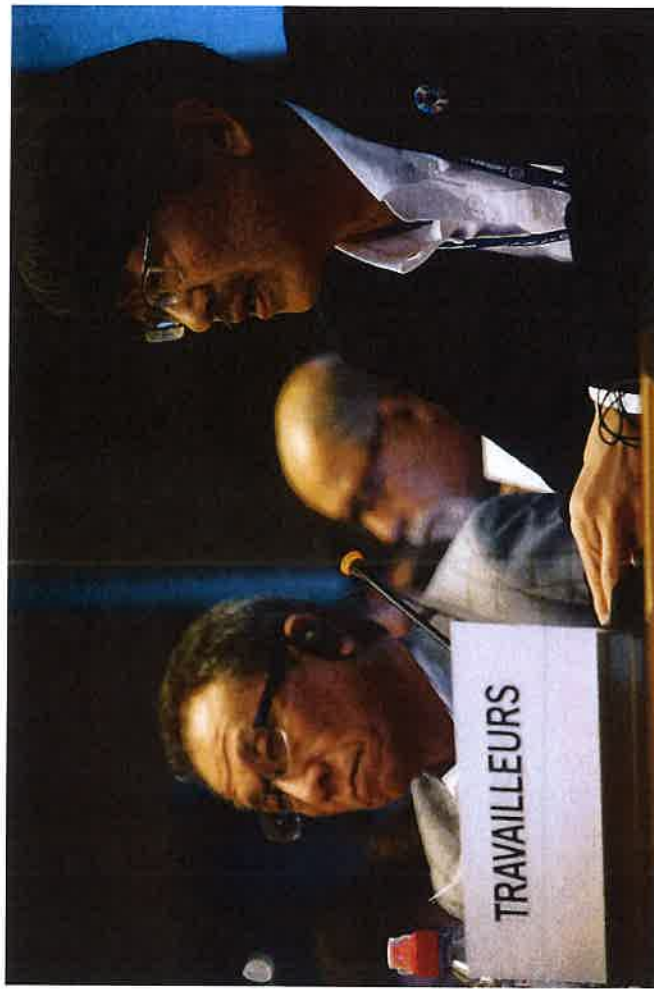
※ 赤字は日本未批准条約

INDEX OF OBSERVATIONS REGARDING WHICH
GOVERNMENTS ARE INVITED
TO SUPPLY INFORMATION TO THE COMMITTEE

REPORT OF THE COMMITTEE OF EXPERTS
(Report III (PART A), ILC, 107th Session, 2018)

CASE NO.	COUNTRY	CONVENTION NUMBER (The page numbers in parentheses refer to the English version of the Report of the Committee of Experts)
1	Plurinational State of Bolivia**	138 (page 242)
2	Cambodia**	105 (page 188)
3	Eritrea**	29 (page 198)
4	Haiti**	1/14/30/106 (page 521)
5	Honduras**	87 (page 102)
6	Republic of Moldova**	81/129 (page 443)
7	Samoa	182 (page 312)
8	Serbia	144 (page 426)
9	Ukraine	81/129 (page 453)
10	Algeria	87 (page 43)
11	Bahrain	111 (page 344)
12	Belarus	29 (page 182)
13	Plurinational State of Bolivia	131 (page 503)
14	Botswana	87 (page 56)
15	Brazil	98 (page 59)
16	El Salvador	144 (page 421)
17	Georgia	100 (page 369)
18	Greece	98 (page 90)
19	Japan	87 (page 113)
20	Libya	122 (page 475)
21	Malaysia - Peninsular Malaysia/Sarawak	19 (page 536)
22	Mexico	87 (page 140)
23	Myanmar	87 (page 144)
24	Nigeria	98 (page 153)

** Double footnoted case



連合：公務員労働基本権、政府に対応促す - 毎日新聞



連合

公務員労働基本権、政府に対応促す

毎日新聞 2018年6月29日 東京朝刊

連合の相原康伸事務局長は28日の記者会見で、公務員への労働基本権の付与に関し「国際社会からの厳しい指摘を真摯（しんしん）に受け止め、政府にはしっかりとした対応を求めたい」と述べ、政府に対応を促した。

国際労働機関（ILO）は今月、日本政府と関係者が協議を行うよう勧告している。

ILO監視機構の概要と近年の条約（C87・98）と法制度に関する指摘等

《結社の自由委員会》

- 労使団体は、結社の自由の原則が侵害された場合は、87号・98号の批准の有無にかかわらず提訴できる。
- 理事会は、1950年、その小委員会として、政労使3名の正委員と同数の副委員から構成される結社の自由委員会を理事会のもとに設置。
- 審議をした案件毎に結論は毎回、および勧告を随時採択する（理事会承認案件）。

2002年11月第329次

～2018年6月第386次（延べ11次）

《総会基準適用委員会と条約勧告適用専門家委員会》

- 総会審議のために各国政府からILO事務局に提出される定期報告を、法律の専門家で構成される条約勧告適用専門家委員会で議論し、その報告は翌年の総会に提出される。
- 総会の基準適用委員会は、専門家委員会の報告の中から案件を選択し、毎年25件程度の案件を三者で個別審査する。
- 基準適用委員会の個別審査は、当該国政府に詳しい情報提供を求め、政労使の委員が意見を述べ、議長による結論がとりまとめられ、本会議に報告される。

第386次結社の自由委員会報告（委員会勧告の要旨）

○消防職員に団結権および団体交渉権を十全に付与すること。

○刑事施設職員に団結権および団体交渉権を十全に付与すること。

○国家の名のもとに権限を行使しない公務員が、結社の自由の原則に従い、ストライキ権を享受することを確保すること。また、正当にストライキ権を行使する労働組合員および職員が重い民事または刑事制裁を受けないよう確保すること。

○国家の運営に従事しない公務員が団体交渉権および協約締結権を持つことを確保すること。また、団体交渉権が正当に制約されうる公務員が適切な代償的手続きを享受することを確保すること。

2021年条約勧告適用専門家委員会報告（要旨）

○委員会は、消防職員が自ら選択して組織をつくり、それに参加して職業上の利益を擁護する権利が保障されるよう、協議の継続がさらなる進展に貢献することを強く期待し、その旨を再度表明する。

○委員会は政府に対し、自国の社会的パートナーやその他の関係者と協議し、司法警察の職務を有しない公務員が自ら選択して組織をつくり、それに参加して職業上の利益を擁護できるような措置を講じ、講じた措置について詳細な情報を提供するよう求める。

○委員会は政府に対し、国家の名の下に権限を行使しない公務員が争議権を含む労働基本権を完全に享受すべく確保するために講じた、または構想した措置を示すよう要求する。

○自律的労使関係制度に関して意味のある進捗がみられないことを想起し、本委員会は日本政府に対し再度、構想した措置について示し、また、この点に関してみられた進捗を報告するよう強く求める。

韓国公務員の労働基本権の変遷

○2006年「公務員労働組合法」施行前

区 分	労働基本権			根拠法
	団結権	団体交渉権 (協約締結権)	争議権	
一般公務員	×	×	×	職場協議会 に関する法律
現業公務員	○	○	○	労働組合法
教育公務員	○	×	×	教員労働組合法
消防・刑務 公務員	×	×	×	労働組合法

注)「現業公務員」は、国家公務員法 66 条及び地方公務員法 58 条のただし書きで規定する労務従事職員



○2006年「公務員労働組合法」施行後

区 分	労働基本権			根拠法
	団結権	団体交渉権 (協約締結権)	争議権	
一般公務員	○	○	×	公務員労働組合法
現業公務員	○	○	○	労働組合法
教育公務員	○	○	×	教員労働組合法
消防・刑務 公務員	×	×	×	公務員労働組合法

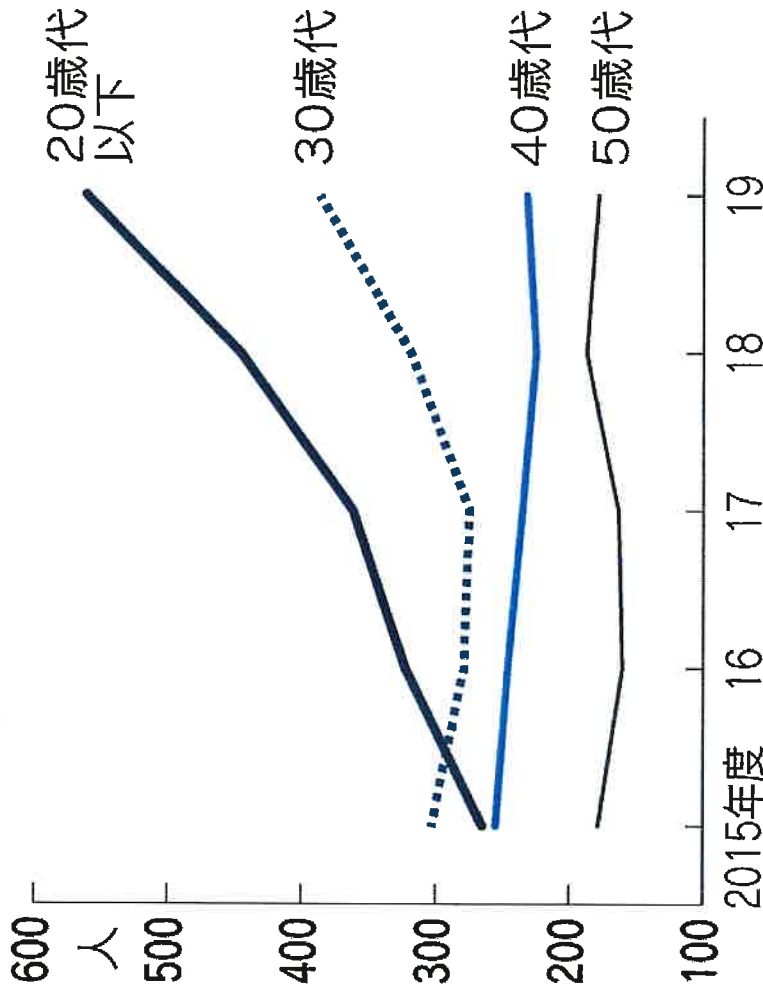


○2019年改正法案（未審議・廃案）⇒ 2020/12/9 関係法案可決・成立

区 分	労働基本権			根拠法
	団結権	団体交渉権 (協約締結権)	争議権	
一般公務員	○	○	×	公務員労働組合法
現業公務員	○	○	○	労働組合法
教育公務員	○	○	×	教員労働組合法
消防公務員	○	○	×	公務員労働組合法
刑務公務員	×	×	×	

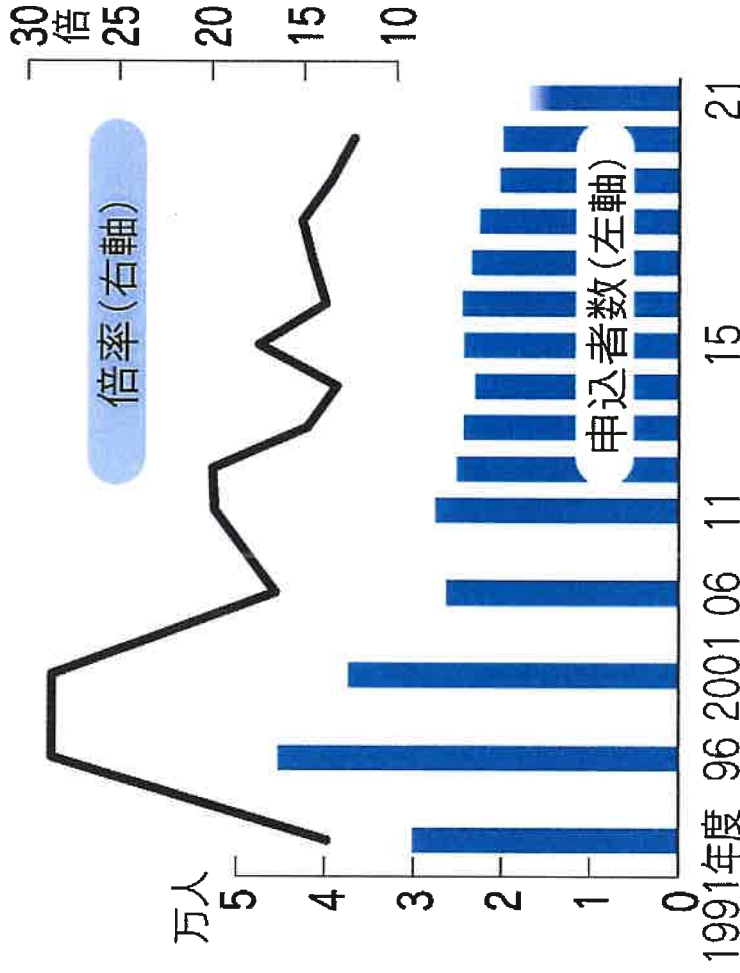
注) 消防公務員は、2019年9月に（地方公務員→）国家公務員化する法制度措置を実施

自己都合退職は若年層で増えている



(注)内閣人事局のデータを基に作成。国家公務員事務職のうち、自己都合を理由に退職金を受給した人数

キャリア官僚の志願者は減った 国家公務員総合職(11年度以前はI種)試験の推移



(注)人事院の資料を基に作成。申込者数は大学院や秋採用含む総数。倍率は大卒(教養区分除く)